

ほ・ろ・か カード会員約款

第1章 総則

第1条(会員)

会員とは、本約款を承認され、東城町商工会(以下「当会」といいます)に入会を申し込まれ、当会が入会を認めた方をいいます。

第2条(カードの発行・使用保管)

- (1) 当会は会員に対し、ほろかカードを発行し、貸与します。なお、ほろかカードの所有権は当会に帰属します。
- (2) 会員は、ほろかカードを貸与された時は直ちにほろかカードの署名欄に自署し、会員自身で管理・保管するものとします。
- (3) ほろかカードは、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用できないものとします。また、会員がこれらの行為によって発生した損害は、会員の負担となります。
- (4) 会員が本条(2)(3)項に違反して、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。

第3条(ほろかカードの紛失・盗難等と再発行)

- (1) 会員がほろかカードを紛失し、又は盗難にあったときは、遅滞なく当会所定の届出書を当会あてに提出するものとします。
- (2) 前項に反し、何の連絡もせず他人に不正使用された場合、又はその他何らかの損害が生じた場合でも、当会は一切の責任を負わないものとします。
- (3) ほろかカードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当会が認めた場合(本約款の第12条及び第13条に基づき本人が確認出来た場合)に限り再発行するものとします。この場合、会員は当会所定のほろかカード再発行手数料500円(税込)を支払うものとします。
- (4) 当会の都合によりほろかカードを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

第4条(退会並びにほろかカードの使用停止と返却)

- (1) 会員の都合によりほろかサービスを退会するときは、当会所定の届出書をもってその旨の届出を行い、直ちにほろかカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当した場合、当会は会員に通知することなくほろかカードの利用を停止し、又は会員の資格を取り消すことができるものとします。会員は当会がほろかカードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。
 - 1) 入会時に虚偽の申告をしたとき。
 - 2) 本約款のいずれかに違反したとき。
 - 3) その他、当会が会員として不適格と判断したとき。
- (3) ほろかカード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。
- (4) 会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。
- (5) 利用者が死亡した場合には、利用者資格は喪失され、一切のほろかサービスを利用できなくなります。
- (6) 前項の場合、会員であった者(またはその遺族)は、当会の指示に従い、ほろかカードを返却するものとします。

第5条(届出事項の変更)

会員は、当会に届け出た住所・氏名等に変更があった場合には、遅滞なく所定の届出書により当会に通知するものとします。

第6条(付帯サービス等)

- (1) 会員は、当会が提供する付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」という。)を所定の方法により利用することができるものとします。付帯サービス及びその内容については、会員に対し通知または告知するものとします。
- (2) 会員は、付帯サービスの利用等に関する約款等がある場合には、それに従うものとします。
- (3) 会員は、当会が必要と認めた場合には、会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止される場合があることを予め承諾するものとします。
- (4) 会員は、本約款4条(2)項の各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの一部又は全部が利用できなくなることを予め承諾するものとします。

第7条(約款の変更)

- (1) 本約款が改定され、当会から会員に対しその内容を通知もしくは告知した後にほろかサービスをご利用された場合は、当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく30日を経過した場合には、当会は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第8条(反社会的勢力等の排除)

- (1) ほろかサービス申込者(以下「申込者」といいます。また、本条においては申込者が会員になった場合を含みます。)は、申込者が現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 1) 暴力団員(暴力団の構成員)及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 2) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)
 - 3) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不正行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - 4) 社会運動等標榜ゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - 5) 特殊知能的暴力集団等(前各号に掲げるもの以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)
 - 6) 前各号に掲げる者(以下「暴力団員等」という。)の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)
 - 7) その他前各号に準ずる者
- (2) 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当会の信用を毀損し、又は当会の業務を妨害する行為

5)その他前各号に準ずる行為

(3)当会は、申込者が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、申込者に対して、該当事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、申込者はこれに応じるものとします。

(4)当会は、申込者が本条(1)項若しくは(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるほろかサービスの入会申込を謝絶、又は本約款に基づくほろかサービスの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、当会が利用再開を認めるまでの間、ほろかサービスの利用を行うことができないものとします。

(5)申込者が本条(1)項若しくは(2)項のいずれかに該当した場合、又は本条(1)項若しくは(2)項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、本条(3)項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当会との会員契約を継続することが不適切であると当会が認める時には、当会は、直ちに会員契約を解除できるものとします。

(6)前項の規定の適用により、当会に損害、損失又は費用(以下、「損害等」といいます)が生じた場合は、申込者は、これを賠償する責任を負うものとします。又、前項の規定の適用により、申込者に損害等が生じた場合も、申込者は、当該損害金等について当会に請求しないものとします。

第9条(準拠法)

会員と当会の諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法を適用するものとします。

第10条(合意管轄裁判所)

会員は、本約款について紛争が生じた場合、訴額に応じて、当会の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第11条(消費税)

本約款にかかわる諸手数料・サービス料その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

第12条(個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意)

会員は、個人情報(申込時に会員が記入する会員の属性等の情報。以下同じ)の収集・利用・提供及び登録に関し、以下の内容に同意するものとします。

(1)当会が下記のため、個人の情報を収集し利用すること。

1)現在ポイントやほろかマネー照会等、会員本人様からの問い合わせに対する回答

2)ほろかカード紛失時の再発行処理。但し、ほろかカード紛失時の再発行及び停止等の処理は、申込時に漏れなく正しい個人情報を記入されていない場合及び当会に届け出た住所・氏名等に変更があった際に、遅滞なく所定の届出書により当会に通知がなかった場合は、再発行処理及び停止処理に応じることができないこともあります。

3)アンケートや当会加盟事業所からのお知らせ、サービスのご案内

4)商品品揃えや販売戦略立案のための購買分析

(2)当会及び当会と個人情報の提供に関する契約を締結した加盟店・関連企業が、正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝印刷物の送付等の営業のご案内をすること。

第13条(個人情報の開示、訂正、削除について)

- (1) 会員は、当会に対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
- (2) 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員は、当該情報の訂正または削除請求ができます。

第2章 ポイントサービス

第14条(ポイントの提供)

- (1) 会員には、お買い物の際、特典としてポイントを提供します。具体的なポイントは、各加盟店のポスター等をご覧ください。お買い物の際、精算前にこのほろかカードを係員にご提示下さい(精算後のポイント提供はいたしません)。
- (2) ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・煙草・宅配便代の代金の支払いに対してはポイントを提供いたしませんのでご注意ください。
- (3) ポイント付与率や対象商品・ほろかサービス・付与日等の付与方法は加盟店・関連企業により異なる場合があります。
- (4) ポイント付与率や対象商品・ほろかサービス・付与日等の付与方法は当会または加盟店の都合により変更する場合があります。

第15条(ポイントの有効期限)

- (1) ポイントの有効期限は最終発行年度の年度末から2年後の年度末までとなります。有効期限は年度管理(4月1日～翌3月31日)となります。有効期限が切れたポイントは無効となります。
- (2) 年度最終日の翌日に、有効期限切れとなったポイントのみ現在ポイント残高より減算します。
- (3) ポイント有効期限及び有効ポイント数は、各店舗の端末・ポイントサービス利用時のレシート及び専用アプリで確認できるものとします。

第3章 ポイントの利用

第16条(ポイントの利用方法)

- (1) 会員は、ポイントの有効期限内に、1ポイント当り1円として加盟店などで利用することができます。
- (2) ポイントと現金及び商品券との交換はできません。
- (3) ポイントでの代金の支払いに対しても、ポイントを提供いたします。

第17条(返品時のポイント)

- (1) 会員の都合により返品をされる場合には、レシートとともにほろかカード等を提示し、当該返品商品のお買上時に付与したポイント数を減算するものとします。

第18条(ご相談窓口)

ほろかサービスに関するご質問又は相談は、当会のホームページをご参照いただくか、下記までご連絡ください。

東城町商工会 〒729-5121 広島県庄原市東城町川東1175

(お問合せ先番号) TEL08477-2-0525

受付時間: 土・日・祝日及び年末年始(12月29日～31日・1月1日～3日)を除く平日の午前10時～午後5時迄

ほ・ろ・か マネー利用約款

第1条(目的)

本約款は、東城町商工会(以下、「当会」という)が発行するほろかカード(電子マネー機能付きポイントカード)の会員に対する付帯サービスとして提供される、当会が発行する電子マネーであるほろかマネーを、本約款に従って利用することができるサービス(以下、「ほろかサービス」という。)について定めることを目的とします。

第2条(定義)

本約款における次の用語の定義は、以下の通りとします。

- ほろかマネーとは、当会が発行したほろかカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- ほろかサービスとは、会員が各加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下、「商品等」という。)の対価の全部又は一部の支払として、当会所定の方法によりチャージされたほろかマネーを利用することで、各加盟店から商品等の購入又は提供を受けることができるサービスをいいます。
- ほろかマネー機能とは、ほろかサービスを受けられる機能のことをいいます。
- 会員とは、当会ほろかカードの会員の方をいいます。
- 加盟店とは、ほろかマネーを利用できる事業所のことを言い、「ほろかステッカー」の掲示がある店舗です。詳しくはホームページの加盟店一覧をご参照ください。
- チャージとは、当会所定の方法により、ほろかカードにほろかマネーを加算することをいいます。
- ほろかマネー残高とは、会員が利用可能なほろかマネーの量をいいます。
- ほろかカード会員約款とは、ほろかカードの入会申込み時にご同意いただいたほろかカード(電子マネー機能付きポイントカード)会員約款のことをいいます。

第3条(不正使用等の禁止)

会員は、ほろかカードの偽造・変造改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第4条(チャージ)

会員は、「ほろかステッカー」の掲示された各加盟店の端末等にて、ほろかマネーをチャージする事ができます。ほろかカードへのチャージは1,000円単位で50,000円まで可能となっており、無償発行分を含めた累積保有金額の上限は60,000円となります。

第5条(ほろかマネーの利用)

- 会員は、各加盟店でほろかマネーを利用して商品等の購入又は提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他各加盟店が別途定める一部商品については、利用できない場合があります。
- 会員が、各加盟店でほろかマネーを利用して商品などの購入または提供を受ける場合、ほろかマネー残高から商品等又は提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- 会員は、各加盟店において、商品等の購入又は提供を受ける場合、当会の定める方法により、現金その他の支払方法とほろかマネーを併用することができるものとします。ほろかマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当会が定める方法により、支払うものとします。

- (4) 会員が、各加盟店において商品等の購入又は提供を受ける場合に利用できるほろかカードの枚数は1枚に限るものとします。
- (5) 会員は、ほろかマネーを利用した場合は、発行するレシートに印字されるほろかマネー残高に、誤りがないかを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当会に申し出るものとします。その場で、申し出がなされない場合には、会員は、当該ほろかマネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条(ほろかマネー残高)

- (1) ほろかマネー残高は、ほろかマネー利用時のレシート及び専用アプリから照会できるものとします。
- (2) ほろかマネーの有効期限は最終チャージ年度の年度末から4年後の年度末までとなります。有効期限は年度管理(4月1日～翌3月31日)となります。有効期限以降のほろかマネーは無効となり、有効期限の翌日にほろかマネー残高はゼロとなります。現金の払戻しも行われぬものとします。
- (3) ほろかマネーの残高及び有効期限は、ほろかマネー利用時のレシート及び専用アプリで確認できるものとします。
- (4) 会員が、ほろかカードの退会又は会員資格を喪失した時点で、ほろかマネー残高はゼロとなり、原則現金の払戻しも行われぬものとします。

第7条(ほろかマネーの合算)

会員は、ほろかマネーを他のほろかカードに移転することはできないものとします。

第8条(ほろかマネーを利用できない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、ほろかマネーを利用した商品等の購入若しくは提供を受けること、並びにほろかマネー残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当会がほろかマネーを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (2) ほろかカードの破損、又はほろかマネー加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (3) 保守管理等のためにシステムの全部又は一部を休止する場合
- (4) その他やむを得ない事由による場合

第9条(会員資格の喪失)

会員が次のいずれかに該当する場合、当会の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当会は事前の通知催告を要せず、会員によるほろかマネーの利用を直ちに中止させ、ほろかマネー残高をゼロにすることができます。

- (1) ほろかカード又はほろかマネーを偽造又は変造若しくは改ざんした場合
- (2) ほろかカード又はほろかマネーを不正に使用・利用した場合
- (3) その他、会員が本約款に違反した場合

第10条(換金等不可)

第15条の場合を除き、ほろかマネーの換金又は現金の払戻しはできないものとします。

第11条(ほろかカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行)

ほろかカードの破損・汚損・磁気不良等により、ほろかカードが再発行された場合、当会所定の方法で確認され

たほろかマネー残高が再発行されたほろかカードに引き継がれるものとします。

第12条(ほろかカードの紛失・盗難等の再発行)

- (1) 紛失盗難によりほろかカードが再発行された場合、当会によるほろかカードの利用停止措置が完了した時点のほろかマネー残高が、再発行されたほろかカードに引き継がれるものとします。ただし、会員番号がわからない場合及び本人確認ができない場合は、利用停止処理ができない場合があります。尚、再発行までにほろかマネー残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。
- (2) 会員が、ほろかカードの紛失・盗難を申し出てから当会による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、会員は了承するものとします。尚、利用停止措置が完了する前に、ほろかマネー残高を第三者に利用された場合、又は、その他何らかの損害が生じた場合でも、当会は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 紛失・盗難によるほろかカードの再発行の手續及び再発行手数料はほろかカード会員約款に準ずるものとします。

第13条(個人情報の収集・利用)

会員(本条においては、ほろかマネーの申込みをしようとする方を含みます)は、氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・Eメールアドレス等、会員が申込時に届出した事項及びほろかマネーの履歴等の情報(以下、「個人情報」という)を、当会がほろかカード会員約款に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第14条(約款の変更)

- (1) 当会は、当会所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、ほろかマネーを利用した商品等の購入、ほろかマネー残高を照会した場合には、当会は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく30日を経過した場合には、当会は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第15条(ほろかマネーの終了)

- (1) 当会は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当会所定の方法で通知することにより、ほろかマネーを全面的に終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他当会のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、会員は当会の定める方法により、ほろかマネー残高に相当する現金の払戻しを当会に求めることができるものとします。但し、当会が前項の通知を行ってから2年を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議無く承諾するものとします。
- (3) ほろかカードの番号が判明しない場合又はほろかマネー未使用残高が判明しない場合には、当会は返金の義務を負わないものとします。

第16条(制限責任)

第8条に定める理由及びその他の理由により、会員がほろかマネーを利用できないことで当該会員に生じた不利益又は損害について、当会はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が当会の故意

又は重過失による場合を除きます。なお、当会に故意又は重過失がある場合でも、当会は逸失利益については損害賠償の責任を負わないものとします。

第17条(発行制限)

ほろかカード(観光用)は、当該地域の観光振興を目的とし、当該地域への観光客に発行を行います。ほろかカード(観光用)には、チャージ以外に無償発行分のほろかマネーを発行いたします。ほろかカード(一般用)をお持ちの方には発行できません。また、以下に定める住所にお住まいの方にも発行できません。(広島県庄原市、神石高原町・岡山県新見市、高梁市)

第18条(通知の到達)

当会が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便・Eメール等の方法による場合には、当会は会員から届けられた住所、Eメールアドレスに宛てて通知をすれば足るものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなすものとします。

第19条(業務委託)

当会は、本約款に基づくほろかマネー運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条(合意管轄裁判所)

会員は、本約款について紛争が生じた場合は、会員と当会の間で解決するものとします。万一訴訟を必要とする場合は、訴額に応じて、当会の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第21条(準拠法)

会員と当会の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとします。

第22条(ご相談窓口)

ほろかマネーに関するご質問又は相談は、当会のホームページをご参照いただくか、下記までご連絡ください。

東城町商工会 〒729-5121 広島県庄原市東城町川東1175

(お問合せ先番号) TEL08477-2-0525

受付時間:土・日・祝日及び年末年始(12月29日~31日・1月1日~3日)を除く平日の午前10時~午後5時迄